



2021年5月27日

各位

会社名 EIZO 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 実盛 祥隆  
(コード番号 6737 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 総務部長 比良 浄敬  
電話番号 076(275)4121

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、2021年6月24日開催予定の第54回定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業の多様化に対応するため、第2条(目的)について事業目的の追加・変更を行います。
- (2) 株主総会及び取締役会のより柔軟な運営を図るため、第15条(招集権者及び議長)及び第23条(取締役会)について招集権者と議長の変更を行います。
- (3) 経営監督機能の強化を図るため、第19条(員数)について監査等委員である取締役の上限人数の変更を行います。

#### 2. 定款一部変更の内容

上記変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2021年6月24日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	2021年6月24日(木)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気機器、電子機器の開発、製造、販売</li> <li>2. 遊技機の開発、製造、販売</li> <li>3. 電子部品の開発、製造、販売</li> <li>4. 医療機器の開発、製造、販売</li> <li>5. <u>コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェア及びシステムの企画、設計、開発、製造、販売</u></li> <li>6. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、5名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気機器、電子機器<u>及び光学機器</u>の開発、製造、販売</li> <li>2. 遊技機の開発、製造、販売<u>及びアミューズメント用ソフトウェアの企画、開発、販売</u></li> <li>3. 電子部品の開発、製造、販売</li> <li>4. 医療機器の開発、製造、販売</li> <li>5. <u>前各号の機器及び関連機器等のソフトウェアの開発、販売並びにこれらのシステムインテグレーション</u></li> <li>6. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、5名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会があらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、その議長となる。</u></p>

以上